

資料編

新座市緑化推進協議会委員名簿

■平成30年度（敬称略）

区 分	No.	氏 名	備 考
市議会議員	1	伊 藤 信太郎	
	2	鈴 木 明 子	
学識経験者	3	赤 坂 <small>まこと</small> 信	会長
	4	宮 崎 正 浩	
市民代表	5	遠 藤 敏 子	
	6	井 口 輝 雄	
	7	土 屋 幸 一	
	8	川 橋 康 次	
	9	長谷川 博 正	
市職員	10	永 尾 郁 夫	総合政策部長
	11	大 塚 <small>かつ</small> <small>なり</small> 也	市民生活部長
	12	渡 辺 哲 也	教育総務部長

■令和元年度（敬称略）

区 分	No.	氏 名	備 考
市議会議員	1	伊 藤 信太郎	会長代理
	2	鈴 木 明 子	
	3	木 村 俊 彦	
	4	滝 本 恭 雪	
学識経験者	5	赤 坂 <small>まこと</small> 信	会長
	6	宮 崎 正 浩	
市民代表	7	遠 藤 敏 子	
	8	井 口 輝 雄	
	9	土 屋 幸 一	
	10	川 橋 康 次	
	11	長谷川 博 正	
市職員	12	永 尾 郁 夫	総合政策部長
	13	細 沼 伊左夫	市民生活部長
	14	渡 辺 哲 也	教育総務部長

新座市緑化推進協議会委員名簿

■令和2年度、令和3年度（敬称略）

区分	No.	氏名	備考
市議会議員	1	谷地田 庸子	会長代理(令和3年度)
	2	小野 由美子	
	3	上田 美小枝	
	4	小野澤 健至	
学識経験者	5	赤坂 ^{まこと} 信	会長(令和3年度)
	6	宮崎 正浩	
市民代表	7	石井 修	
	8	井口 輝雄	
	9	西牧 善信	
	10	平片 五十二	
	11	長谷川 博正	
市職員	12	広瀬 達夫(令和2年度) 山本 実(令和3年度)	都市整備部長

■令和4年度（敬称略）

区分	No.	氏名	備考
市議会議員	1	小野 由美子	
	2	伊藤 智砂子	会長代理
	3	鈴木 芳宗	
	4	助川 昇	
学識経験者	5	赤坂 ^{まこと} 信	会長
	6	宮崎 正浩	
市民代表	7	石井 修	
	8	井口 輝雄	
	9	西牧 善信	
	10	平片 五十二	
	11	長谷川 博正	
市職員	12	山本 実	まちづくり未来部長

新座市緑の基本計画策定委員会

区 分	所 属
委 員 長	都市計画部みどりと公園課（現：まちづくり未来部）
副 委 員 長	都市計画部みどりと公園課（現：まちづくり未来部）
委 員	総合政策部政策課
//	総合政策部シティプロモーション課
//	総務部危機管理課（現：危機管理室）
//	財政部財政課
//	市民生活部経済振興課（現：産業振興課）
//	市民生活部環境対策課（現：環境課）
//	市民生活部地域活動推進課
//	総合福祉部福祉政策課
//	都市整備部まちづくり計画課（現：まちづくり未来部都市計画課）
//	都市整備部道路課（現：インフラ整備部道路管理課、道路河川課）
//	都市整備部建築開発課（現：まちづくり未来部都市計画課）
//	教育総務部教育総務課
//	教育総務部生涯学習スポーツ課

用語集

あ

一時避難場所	地震等による災害が発生したときに、一時的に避難して情報を得る場所で、市が小・中学校のグラウンドや公園などを指定する。
運動公園	都市住民全般の、主として運動の利用を目的とした公園。面積 15ha～75ha を標準とする。
エコロジカルネットワーク	野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこと。
オープンスペース	建物の無い一定の広がりのある場所のこと。都市の公共の緑地（公園、運動場等）、その他緑地等（水辺、山林、社寺境内、墓地等）を指す。
温室効果ガス	大気中に含まれている二酸化炭素、メタンなど、温室効果をもたらす気体の総称のこと。大気中におけるこれらの濃度が増加することにより、地球温暖化が進行する。

か

街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1か所当たり0.25haを標準として設置する。
学校教育林	学校周辺に残る武蔵野の雑木林を指し、虫や鳥、植物などと触れ合い、自然体験を通して自然の仕組みを学ぶ場として活用している。
環境学習	樹林や川など自然の環境や人が活用してきた環境を題材にしながら、自然の仕組みや人の営みとの関わりなどを学ぶこと。
幹線道路	都市間の主要地点を結ぶ道路のこと。
休耕地	作物の栽培を休止している田畑のこと。
共創	多様な主体と対話しながら、共に新しい価値を創り上げていく考え方のこと。
協働	市民・事業者・市などが、それぞれの役割を果たしながら、同じ目標に向かって取り組むこと。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づく、首都圏近郊の一定の区域内において良好な自然環境を形成している緑地で住民の健全な生活環境の確保、公害・災害の防止等を目的として国土交通大臣が指定する緑地。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1か所当たり2haを標準として設置する。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。

さ

市街化区域	都市計画区域内において、既に市街化している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域内において市街化を抑制する区域。新たな開発などは一般に禁止され、農林漁業などの一部の建物しか建てられない。
市指定保存樹木等	比較的大きな樹木等を保全するために、所有者等の同意を得て、保存樹木等として市が指定している制度。
施設緑地	施設整備を通じて保全・創造を図る緑地。
社寺林	神社や寺院の周囲の林。
住区基幹公園	主として、周辺に居住する住民の利用に供することを目的とした公園。街区公園、近隣公園及び地区公園で構成される。
首都圏近郊 緑地保全法	首都圏近郊の一定の区域内において良好な自然の環境を有する緑地を保全することにより、区域内の無秩序な市街地化を防止し、もって首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的にその保全に必要な事項を定めた法律。
生産緑地（地区）	市街化区域内において、公害又は災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な生活環境の形成を図るため、生産緑地法により指定された農地のこと。
生物多様性	地球上の生物とその生育環境の多様さを表す概念のこと。生物の種、生物が生活する環境、生物の遺伝子の3つの段階から捉えられている。
総合公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、鑑賞、散策、遊戯、運動など総合的な利用を目的とする公園。都市規模に応じて、1か所当たり10～50haを標準として設置する。

た

地域制緑地	緑地保全のための法律や条例による土地利用規制等を通じて保全・創造を図る緑地。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1か所当たり4haを標準として設置する。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地の保全を目的として、都道府県又は市町村が都市計画に定める地区。
都市基幹公園	都市住民全般を対象とした公園。総合公園と運動公園で構成される。
都市計画区域	市町村の市街地を含む地域を一体的な都市として整備していく区域のこと。新座市は全域が都市計画区域となっている。
都市計画道路	都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定された道路のこと。

都市公園 都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。

都市緑地法 良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。

土地区画整理事業 都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

な

新座グリーン
スマイル基金 緑地の保全や緑化の推進を図る目的に設置された基金。

新座市総合計画 市が目指すべき将来都市像やまちづくりの基本的な方向性などについて、総合的かつ計画的に定めるもの。

新座市みどりのま
ちづくり条例 武蔵野の自然に恵まれ、みどり豊かな郷土にいざを市民一体となって築き上げるため、みどりの保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた条例。

は

パークマネジメント 自治体が目指す公園の姿を実現するために、従来の行政主導の事業手法から転換し、市民・民間団体・事業者などと連携し、適切な管理運営を行っていくこと。

パートナーシップ 市民・民間団体・事業者・市といった地域の各主体が、それぞれの役割分担のもとで、互いに協力・連携すること。

バリアフリー 障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。

ヒートアイランド
現象 自然の気候とは異なる都市独特の局地的気候。市街地において建物の密集、道路舗装、ビルや工場からの人工熱の放出、大気汚染などの原因によって局地的に気温が上昇する現象。

ま

みどりの保全協定
緑地 既存の雑木林や斜面林などの緑地を保全していくため、相当の期間を定めて当該緑地の所有者等とみどりの保全協定を締結し、憩いの森として市民に開放している緑地。

や

屋敷林 北風や日差しから居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林。

ユニバーサルデザ
イン 高齢であることや障がいの有無などに関わらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

用途地域

都市計画法で定める区域ごとの建築用途の制限。住宅と工場等異なる機能が混在することを防止し、秩序ある市街地の形成を図ろうとする制度。

ら

緑地協定

一団地の土地等の所有者全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される住民自身による自主的な緑地の保全や緑化の推進に関する協定。

歴史公園

都市公園法に基づく特殊公園に区分され、文化遺産・史跡の保護維持と歴史継承を目的として設置される公園。

レジャー農園

市民が野菜、花等を栽培し、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的とした施設。

新座市みどりの基本計画

策定：令和5年（2023年）3月

発行：新座市

編集：まちづくり未来部みどりと公園課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

TEL 048-477-1111（代表）



新座市イメージキャラクター
ゾウキリン